

令和2年度東京都次世代ウェルネスソリューションの構築事業 -事業化促進プロジェクト-
審査項目一覧

審査基準

1. 事業の内容及び実施方法

1.1 事業全体像と課題

- ・事業全体構想と事業化計画の整合性があるか。また、その事業計画に具体性・実現性が伴っているか。
- ・事業化計画における本プロジェクトの位置づけが明確であるか。
- ・最終的に創出を目指す事業の事業化に向けて、これまでの取組み内容や成果等を明確に記載しているか。
- ・最終的に創出を目指す事業において提供を考えているサービスの有効性や市場性を示す成果が、これまでの取り組みを通じて得られているか。
- ・最終的に創出を目指す事業を実施する上での課題認識が的確であり、それが示されているか。具体的には、以下A)～C)が明確に示されているか。
 - A) 最終的に創出を目指す事業における「事業性に関わる課題」が的確であり、当該課題に対する現時点の解決方針は実現性の高いものであるか。
 - B) 個人情報を含むデータを取り扱う上での課題がある場合は、当該課題についての課題認識が的確になされているか。
 - C) 将来的に、自治体もしくは、大学、病院と協力し、実証することを計画している場合には、その際の課題認識が的確になされているか。
- ・本プロジェクトにおいて解決を目指す課題設定が的確であり、その課題解決が最終的に創出を目指す事業化を促進することが明確に示されているか。

1.2 事業の実施内容

- ・事業の視点・方針が明確に示され、事業方針と整合した全体スキームが構築されているか。
- ・全体スキームを構成する各項目の実施内容が具体的かつ詳細に示されており、かつその内容が実現可能なものとなっているか。
- ・事業内容に新規性・独創性等を有しており、データベースを活用した市場創出に対して新たな可能性を提示できているか。特に、既存の取り組みとの違いが明確に示されているか。

1.3 事業の実施方法 1.4 データの取り扱い

- ・効率的・効果的かつ実現可能な実施方法が選択され提案されているか。
- ・実施方法について、事業の目的を効率的かつ効果的に達成するために具体的な創意工夫が図られているか。
- ・最終的に創出を目指す事業において活用するデータについて明確に記載しているか。
- ・本事業においてデータを取り扱う場合、以下A)～E)が明確に示されているか。
 - A) 想定するデータ取得範囲が明確に示されているか。
 - B) 事業目的と照らし合わせて、取扱うデータ種別・数が適切であることが明確に示されているか。
 - C) データ提供先とのデータ提供に関する合意があるか。
 - D) 扱うデータごとに、同意取得方法が明確に示されているか。
 - E) 個人情報を含むデータを扱う場合に、その管理を適切に行うことが出来る仕組み及び体制が明確に示されているか。

2. 事業実施計画

2.1 実施スケジュール

- ・事業期間内に、遅滞なく事業遂行可能なスケジュールが提案されているか。
- ・実施項目が時系列で具体的に整理されており、より良い成果を得る上で必要十分な期間設定がなされているか。
- ・マイルストーンが適切に設定されているか。
- ・設定されたマイルストーンに対して、事業遂行上不可能なスケジュールが示されていないか。

3. 事業の実施体制

3.1 実施体制・役割

- ・事業を円滑に遂行可能な人員が確保されているか。
- ・事業を実施するために必要と想定される主体が明確に示されているか。
- ・上記主体が参画しているか。
- ・参加主体の役割が明確に示されているか。
- ・過去にウェルネスデータを活用した取組を実施した実績を有した主体、メンバーが参画しているか。

3.2 法令遵守、個人情報保護方針

- ・法的な観点からのチェックが自動的に行える体制となっているか。
- ・個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制が明確に示されているか。
- ・本事業において個人情報を取得する場合、以下A)、B)、C)が明確に示されているか。
 - A) 取得する個人情報保護の対象と考えられる情報が整理されているか。
 - B) 本事業において取得する個人情報等を必要な事業者間で共有する際の、具体的な情報項目の提示や個人からの同意等を得る仕組みが提示されているか。
 - C) 個人情報保護方針が規定され、個人情報を保護するための取組み及び漏洩した場合の対策・運用方法等が示されているか。